

受益者負担適正化ガイドライン案の変更点について

行財政経営検討会、行財政経営戦略本部会議での議論や政策アドバイザーのアドバイスを踏まえて、内容を変更しました。

変更前 (令和2年12月時点の案)		変更後 (令和3年11月時点の案)		主な変更内容など
対象ページ	ページ内容	対象ページ	ページ内容	
1	 <p>令和2年(2020年)12月24日</p> <p>受益者負担適正化 ガイドライン(案)</p> <p>宝塚市 企画経営部 行革推進課</p>	1	 <p>令和3年(2021年)11月 日</p> <p>受益者負担適正化 ガイドライン(案)</p> <p>宝塚市 企画経営部</p>	行革推進課を削除
2	 <p>項目一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1. 受益者負担の基本的な考え方とガイドラインの位置づけ ▶ 2. 対象外とする施設 ▶ 3. 原価の考え方 ▶ 4. 使用料の算定(原則) ▶ 5. 受益者負担率の水準 ▶ 6. 手数料の算定方法(原則) 	2	 <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1. 受益者負担の基本的な考え方とガイドラインの位置づけ ▶ 2. 受益者負担の種類 ▶ 3. 使用料について <ul style="list-style-type: none"> ▶ (1) 使用料の算定方法 ▶ (2) 原備算入項目(使用料) ▶ (3) 受益者負担率の水準 ▶ (4) 利用者区分による料金設定 ▶ (5) 対象外とする施設等 ▶ (6) 指定管理施設の利用料金または使用料 ▶ (7) 施設のあり方検討 ▶ 4. 手数料について <ul style="list-style-type: none"> ▶ (1) 手数料の算定方法 ▶ (2) 原備算入項目(手数料) ▶ 5. 使用料・手数料の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ▶ (1) 使用料・手数料を見直す目安 ▶ (2) 激変緩和措置 ▶ (3) 見直し期間等の設定 ▶ 6. 減免(減額・免除)の取扱いについて ▶ 7. 使用料・手数料以外の受益者負担について 	内容の整理・充実に合わせた目次の変更

変更前（令和2年12月時点の案）		変更後（令和3年11月時点の案）		主な変更内容など
対象ページ	ページ内容	対象ページ	ページ内容	
3	<p>1. 受益者負担の基本的な考え方とガイドラインの位置づけ 使用料・手数料</p> <p>行政サービスはサービスを受ける人(受益者)が負担する「使用料」「手数料」の他、「市民からの税金（市税）」により提供しています。</p> <p>サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者が負担する料金を「類似施設や近隣市の状況から決定し、その差額を市税で負担する」といった考え方ではなく、「受益者負担額」および「市税負担額」、それぞれがどれくらい(割合)を負担するのかを見える化した上で、使用料・手数料を決定することが、市民負担(市税)の公平性、公正性担保につながります。</p> <p>また、将来に渡り、市民に必要な行政サービスを継続していくためには、市税を効率的に配分していく必要があります。そのためにも、行政サービス提供に必要な費用を見える化し、市税負担額を明確にしておくことが重要です。</p> <p>これらの考え方を背景に、行政サービスを継続するために、受益者に対してどの程度負担を求めていくのか、その水準を示すものとしてガイドラインを制定します。</p> <p>このガイドラインに基づき、「使用料・手数料」を所管部にて計画的に適正化してまいります。サービスを提供するために必要な費用に対して、受益者負担額と市税負担額を適切に定めることで、市民負担の公平性・公正性の担保および効率的な市税配分につなげ、必要な行政サービスを提供してまいります。</p>	3	<p>1 受益者負担の基本的な考え方とガイドラインの位置づけ 使用料・手数料</p> <p>行政サービスは、サービスを受ける人（受益者）が負担する使用料や手数料（受益者負担額）のほか、市民からの税金（市税）により提供しています。</p> <p>サービスを提供するために必要な費用（原価）に対し、受益者が負担する料金を「類似施設や近隣市の状況から決定し、その差額を市税で負担する」といった考え方ではなく、受益者がどれくらいの割合を負担するのかを見える化した上で、使用料・手数料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保につながります。</p> <p>また、宝塚市行財政経営方針に掲げるように、時代の変化に適応し続けるため、経営資源を効果的、効率的に配分していく必要があります。そのためにも、行政サービスの提供に必要な費用を見える化し、市税負担額を明確にしておくことが重要です。</p> <p>これらの考え方を背景に、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、その水準を示すものとしてガイドラインを制定します。</p> <p>なお、使用料算定の際、施設の稼働状況を把握することで、稼働率の低い施設については、その事業内容や施設そのもののあり方について検討する必要があります。</p>	稼働率の低い施設については、事業内容や施設のあり方について検討が必要であることを追加
	<p>2 受益者負担の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 使用料 地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの（例：会議室使用料、スポーツ施設使用料など） ② 手数料 地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの（例：証明書発行手数料、廃棄物処理手数料など） ③ 負担金 地方公共団体が法令、条例等に基づき徴収するもの（広域利用施設などの負担金など） ④ 分担金 地方自治法第224条の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業にする経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものから徴収するもの ⑤ 諸収入 私法上の契約関係に基づき徴収するもの 	4	受益者負担の種類についての説明を追加	

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象ページ	ページ内容	対象ページ	ページ内容	
		5	<p>3 使用料について</p> <p>使用料</p>	ページ追加
6	<p>4. 使用料の算定(原則)</p> <p><占有使用（会議室など）の場合></p> $\text{原価} = (\text{原価算入項目の総和}) \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}(*2)} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間}(*3)}$ <p><個人使用の場合></p> $\text{原価} = \frac{\text{原価算入項目の総和}}{\text{実績利用者数}(*1)}$ <p>(*1) 過去3カ年程度の平均（決算ベース） (*2) 共有部分を除く、施設の使用可能面積 (*3) 休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間</p> <p>使用料 = 原価 × 受益者負担率</p> <p>使用料</p>	6	<p>3(1) 使用料の算定方法</p> <p><占有使用（会議室など）の場合></p> $\text{原価} = \text{原価算入項目の総和}(*1) \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}(*2)} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間}(*3)} \times \text{目標稼働率}(*4)$ <p><個人使用の場合></p> $\text{原価} = \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)}{\text{実績利用者数}(*5)}$ <p>使用料 = 原価 × 受益者負担率(*6)</p> <p>原則10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないことします。</p> <p>(*1) 3(2) 原価算入項目(使用料)を参照 (*2) 共有部分を除く、施設の使用可能面積 (*3) 休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間 (*4) 目標稼働率に満たない場合、施設のあり方についても検討が必要 (3(7) 施設のあり方検討を参照) (*5) 原則、過去3カ年の平均（決算ベース） (*6) 3(3) 受益者負担率の水準を参照</p> <p>使用料</p>	占有使用の場合の原価計算に目標稼働率を追加

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など																																				
対象ページ	ページ内容	対象ページ	ページ内容																																					
5	<h3>3. 原価の考え方</h3> <p>使用料・手数料</p> <p><原価に算入する項目></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬・給料・職員手当等・共済費</td> <td>当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>サービス提供に必要な費用</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、保管料、手数料など</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>外部委託する費用</td> </tr> <tr> <td>使用料および賃借料</td> <td>機器のリース料、使用料など</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>50万円以上の備品および施設に係る減価償却費</td> </tr> </tbody> </table> <p><memo> 減価償却費の算入有無については自治体によりバラツキがあるが、宝塚市では、施設や備品は受益者が使用するものとの考え方から、減価償却費を原価に含めます。</p>	項目	説明	報酬・給料・職員手当等・共済費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など	報償費	サービス提供に必要な費用	需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など	委託料	外部委託する費用	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など	備品購入費	50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)	減価償却費	50万円以上の備品および施設に係る減価償却費	7	<h3>3(2) 原価算入項目（使用料）</h3> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費（報酬・給料・職員手当等・共済費）</td> <td>当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>サービス提供に必要な費用</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、保管料、手数料など</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>外部委託する費用</td> </tr> <tr> <td>使用料および賃借料</td> <td>機器のリース料、使用料など</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>50万円以上の備品および施設に係る減価償却費</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費について、施設や備品は受益者が使用するものとの考え方から、減価償却費を原価に含めます。</p> <p>なお、土地の取得に要した費用^(*)および災害等により一時的・臨時的に要した費用^(**)については原価に含めません。</p> <p>(*) 土地は施設廃止後も市の資産として残り、原価を将来にわたって費用配分する減価償却の考え方に適さない。そのため、対象外とする。 (**) 災害等による一時的・臨時的に要した費用は、通常のサービス提供に直接関係しないため、対象外とする。</p>	項目	説明	人件費（報酬・給料・職員手当等・共済費）	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など	報償費	サービス提供に必要な費用	需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など	委託料	外部委託する費用	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など	備品購入費	50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)	減価償却費	50万円以上の備品および施設に係る減価償却費	<p>土地の取得に要した費用および災害等により一時的・臨時的に要した費用について、原価に含めないことを追加</p>
項目	説明																																							
報酬・給料・職員手当等・共済費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など																																							
報償費	サービス提供に必要な費用																																							
需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など																																							
役務費	通信運搬費、保管料、手数料など																																							
委託料	外部委託する費用																																							
使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など																																							
備品購入費	50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)																																							
減価償却費	50万円以上の備品および施設に係る減価償却費																																							
項目	説明																																							
人件費（報酬・給料・職員手当等・共済費）	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など																																							
報償費	サービス提供に必要な費用																																							
需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など																																							
役務費	通信運搬費、保管料、手数料など																																							
委託料	外部委託する費用																																							
使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など																																							
備品購入費	50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)																																							
減価償却費	50万円以上の備品および施設に係る減価償却費																																							
7	<h3>5. 受益者負担率の水準</h3> <p>必要性(公共関与の必要性)および市場性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">市場性 (民間による提供可能性)</td> <td>大</td> <td>受益者負担率 75%</td> <td>受益者負担率 75%</td> <td>受益者負担率 100%</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>受益者負担率 50%</td> <td>受益者負担率 50%</td> <td>受益者負担率 75%</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>受益者負担率 25%</td> <td>受益者負担率 50%</td> <td>受益者負担率 75%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">必要性 (公共関与の必要性)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大</td> <td></td> <td>小</td> </tr> </table> <p>・採算性があり、使用料での運営ができる ・民間で同種のサービスが提供されている</p> <p>・相応の採算性があり、使用料での運営が期待できる ・民間で同種のサービス提供が期待できる</p> <p>・採算性が著しく低く、使用料での運営に期待できない ・民間では同種のサービスが提供できない</p> <p>・市民が日常生活を営む上で生活水準を確保するために必要 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</p> <p>・日常生活をより便利で快適なものにするためのもの ・個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用するもの ・趣味やレクリエーションの場として利用するもの</p> <p>・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設</p>	市場性 (民間による提供可能性)	大	受益者負担率 75%	受益者負担率 75%	受益者負担率 100%	中	受益者負担率 50%	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%	小	受益者負担率 25%	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%			必要性 (公共関与の必要性)					大		小	<p>受益者負担率の水準の見直し</p>															
市場性 (民間による提供可能性)	大		受益者負担率 75%	受益者負担率 75%	受益者負担率 100%																																			
	中		受益者負担率 50%	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%																																			
	小	受益者負担率 25%	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%																																				
		必要性 (公共関与の必要性)																																						
		大		小																																				
8	<h3>3(3) 受益者負担率の水準</h3> <p>必要性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">市場性・収益性 (民間による提供可能性)</td> <td>大</td> <td>受益者負担率 50%</td> <td>受益者負担率 75%</td> <td>受益者負担率 100%</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>受益者負担率 25%</td> <td>受益者負担率 50%</td> <td>受益者負担率 75%</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>受益者負担率 0%</td> <td>受益者負担率 25%</td> <td>受益者負担率 50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">必要性 (公共関与の必要性)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大</td> <td></td> <td>小</td> </tr> </table> <p>・採算性があり、使用料での運営ができる ・民間で同種のサービスが提供されている</p> <p>・相応の採算性があり、使用料での運営が期待できる ・民間で同種のサービス提供が期待できる</p> <p>・採算性が著しく低く、使用料での運営に期待できない ・民間では同種のサービスが提供できない</p> <p>・市民が日常生活を営む上で生活水準を確保するために必要 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</p> <p>・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設</p> <p>・日常生活をより便利で快適なものにするためのもの ・個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用するもの ・趣味やレクリエーションの場として利用するもの</p> <p>目的外利用における負担割合は、施設の性質や設置目的等から外れるため、上記水準によらず受益者負担率100%とします。</p>	市場性・収益性 (民間による提供可能性)	大	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%	受益者負担率 100%	中	受益者負担率 25%	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%	小	受益者負担率 0%	受益者負担率 25%	受益者負担率 50%			必要性 (公共関与の必要性)					大		小																
市場性・収益性 (民間による提供可能性)	大		受益者負担率 50%	受益者負担率 75%	受益者負担率 100%																																			
	中		受益者負担率 25%	受益者負担率 50%	受益者負担率 75%																																			
	小	受益者負担率 0%	受益者負担率 25%	受益者負担率 50%																																				
		必要性 (公共関与の必要性)																																						
		大		小																																				

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象 ページ	ページ内容	対象 ページ	ページ内容	
		9	<p>3(4) 利用者区分による料金設定</p> <p>使用料</p> <p>受益と負担の公平性を確保することが原則ですが、以下については利用者区分による料金設定を必要に応じて検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民・市民以外 ② 夜間・曜日 ③ 個人・団体 ④ 大人・子ども ⑤ 登録グループ・一般 ⑥ 営利・非営利 	利用者区分による料金設定についての説明を追加
4	<p>2. 対象外とする施設</p> <p>使用料・手数料</p> <p>①独立採算が強く求められる特別会計・公営企業会計で経理する施設 ☆ 地方公営企業法が適用される事業に係る施設については、独立採算による運営を目指すべきものです。</p> <p>➡ 個別に使用料を設定するため対象外</p> <p>②宝塚市独自の判断によって使用料の設定・変更ができない施設等 ・法令等により使用料を徴収できない施設（公園・道路・図書館など） ・法令等により使用料の積算方法等が定められている施設（市営住宅など） ・廃止の方向性が打ち出されている施設</p>	10	<p>3(5) 対象外とする施設等</p> <p>使用料</p> <p>① 独立採算が強く求められる特別会計・公営企業会計の施設やサービス ☆ 地方公営企業法が適用されている事業に係る施設やサービスについては、独立採算により運営されています。</p> <p>➡ 個別に料金を設定するため対象外とします</p> <p>② 宝塚市独自の判断によって使用料の設定・変更ができない施設等 ・法令等により使用料を徴収できない施設（公園・道路・図書館など） ・法令等により使用料の積算方法等が定められている施設（市営住宅など）</p> <p>③ 県条例や近隣市と協調しているものおよび宝塚市行政財産使用料条例に基づくもの</p>	対象外とする施設等に県条例や近隣市と協調しているものおよび宝塚市行政財産使用料条例に基づくものを追加

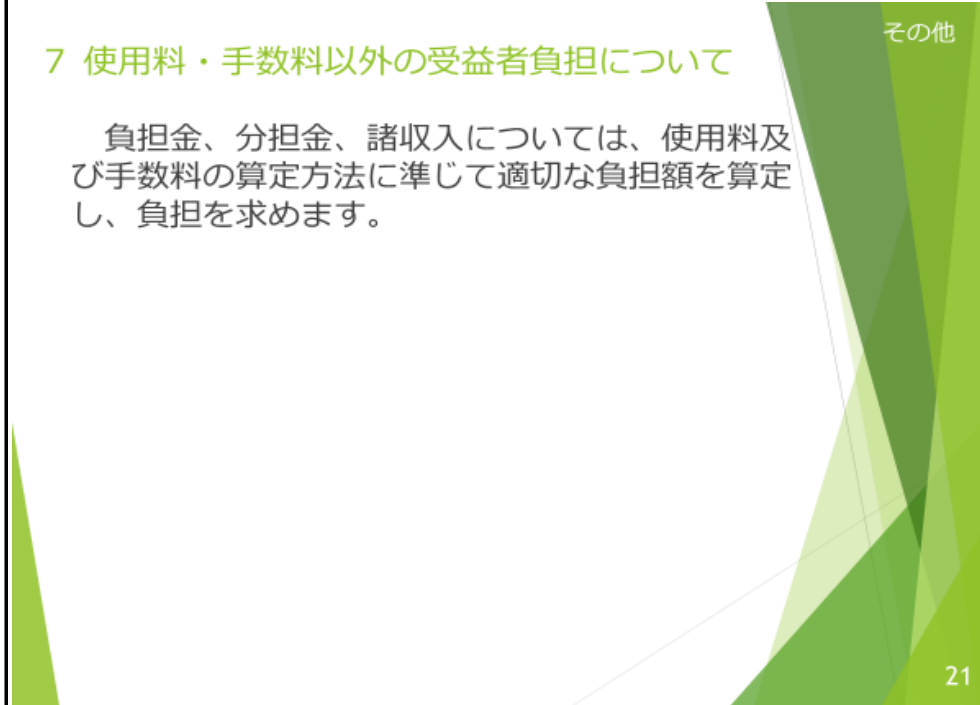
変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象 ページ	ページ内容	対象 ページ	ページ内容	
		11	<p>3(6) 指定管理施設の利用料金または使用料 使用料</p> <p>① 利用料金制度を導入している施設 3(1)使用料の算定方法により利用料金の適正化を図ります。 適正化を図る利用料金は、各施設の設置管理条例で定める上限額です。実際に設定する利用料金については、各施設の設置管理条例で定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。</p> <p>② 料金收受代行制度を導入している施設 (未広駐車場、自転車等駐車場など) 3(1)使用料の算定方法により使用料の適正化を図ります。</p> <p>利用料金または使用料の見直しに当たっては条例改正が必要となります。</p>	指定管理施設の利用料金または使用料についての説明を追加
		12	<p>3(7) 施設のあり方検討 使用料</p> <p>受益者負担率を適正化したとしても、目標稼働率に満たない場合、一般財源が増加します。</p> <p>目標稼働率に満たない施設については、施設を取り巻く状況（ニーズなど）を踏まえつつ、そのあり方についても検討する必要があります。</p> <p><(例) 受益者負担率50%の施設の稼働率が目標の半分となった場合のイメージ></p>	施設のあり方検討についての説明を追加

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象 ページ	ページ内容	対象 ページ	ページ内容	
		13	<p>4 手数料について</p>	ページ追加
8	<p>6. 手数料の算定方法(原則)</p> $\text{原価} = 1\text{分あたりの人件費} \times 1\text{件当たりの処理時間} + \frac{\text{物件費等}}{\text{年間処理件数}}$ <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">手数料 = 原価</p> <p>原則「手数料 = 原価」とするべきですが、近隣市との均衡を考慮し、決定します。</p>	14	<p>4(1) 手数料の算定方法</p> $\text{原価} = 1\text{分あたりの人件費} \times 1\text{件当たりの処理時間(分)} + \frac{\text{原価算入項目の総和} \times 1 \text{ (人件費を除く)}}{\text{年間処理件数} \times 2}$ <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">手数料 = 原価</p> <p>原則 10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないこととします。</p> <p>原則「手数料 = 原価」としますが、近隣市との均衡を考慮し、算定します。</p> <p>なお、法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調しているものについては例外とします。</p> <p>(*1) 4(2) 原価算入項目(使用料)を参照 (*2) 原則、過去3カ年の平均(決算ベース)</p>	法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調しているものについてを例外とすることを追加

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など																																				
対象 ページ	ページ内容	対象 ページ	ページ内容																																					
5	<p>3. 原価の考え方</p> <p>使用料・手数料</p> <p><原価に算入する項目></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬・給料・職員手当等・共済費</td> <td>当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>サービス提供に必要な費用</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、保管料、手数料など</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>外部委託する費用</td> </tr> <tr> <td>使用料および賃借料</td> <td>機器のリース料、使用料など</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>50万円以上の備品および施設に係る減価償却費</td> </tr> </tbody> </table> <p><memo> 減価償却費の算入有無については自治体によりバラツキがあるが、宝塚市では、施設や備品は受益者が使用するものとの考え方から、減価償却費を原価に含めます。</p>	項目	説明	報酬・給料・職員手当等・共済費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など	報償費	サービス提供に必要な費用	需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など	委託料	外部委託する費用	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など	備品購入費	50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)	減価償却費	50万円以上の備品および施設に係る減価償却費	15	<p>4(2) 原価算入項目（手数料）</p> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費 (報酬・給料・職員手当等・共済費)</td> <td>当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>サービス提供に必要な費用</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、保管料、手数料など</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>外部委託する費用</td> </tr> <tr> <td>使用料および賃借料</td> <td>機器のリース料、使用料など</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>当該事務に使用する事務用機器等、50万円未満の備品 購入費(50万円以上は減価償却費に計上)</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>当該事務に使用する50万円以上の備品の減価償却費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	説明	人件費 (報酬・給料・職員手当等・共済費)	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など	報償費	サービス提供に必要な費用	需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など	委託料	外部委託する費用	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など	備品購入費	当該事務に使用する事務用機器等、50万円未満の備品 購入費(50万円以上は減価償却費に計上)	減価償却費	当該事務に使用する50万円以上の備品の減価償却費	減価償却費の算入有無についての説明を削除
項目	説明																																							
報酬・給料・職員手当等・共済費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など																																							
報償費	サービス提供に必要な費用																																							
需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など																																							
役務費	通信運搬費、保管料、手数料など																																							
委託料	外部委託する費用																																							
使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など																																							
備品購入費	50万円未満の備品購入費 (50万円以上は減価償却費に計上)																																							
減価償却費	50万円以上の備品および施設に係る減価償却費																																							
項目	説明																																							
人件費 (報酬・給料・職員手当等・共済費)	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など																																							
報償費	サービス提供に必要な費用																																							
需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費、光熱水費など																																							
役務費	通信運搬費、保管料、手数料など																																							
委託料	外部委託する費用																																							
使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など																																							
備品購入費	当該事務に使用する事務用機器等、50万円未満の備品 購入費(50万円以上は減価償却費に計上)																																							
減価償却費	当該事務に使用する50万円以上の備品の減価償却費																																							
		16	<p>5 使用料・手数料の見直しについて</p> <p>手数料</p>	ページ追加																																				

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象ページ	ページ内容	対象ページ	ページ内容	
		17	<p>5(1) 使用料・手数料を見直す目安</p> <p>利用者負担の安定性を確保するため、使用料・手数料を算出した結果、現行金額との乖離が±10%以下であれば、現行料金を継続することとし、±10%を超えるものについては見直しの対象とします。</p>	使用料・手数料を見直す目安について説明を追加
		18	<p>5(2) 激変緩和措置</p> <p>受益者負担額が大幅に変更となる場合、利用者の活動等に影響を及ぼすため、急激な受益者負担額の上昇に配慮した上で料金を見直します。激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の概ね1.5倍を上限とし、原則、3年以内に適正料金に見直します。</p> <p>激変緩和措置の内容等については、負担増の状況により検討することとします。</p>	激変緩和措置についての説明を追加

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象 ページ	ページ内容	対象 ページ	ページ内容	
		19	<p>5(3) 見直し期間等の設定</p> <p>3年ごとに見直すこととします。 ただし、社会経済情勢や物価の変動、利用者数、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、その都度、適切に反映させることとします。</p> <p>使用料・手数料</p>	見直し期間等の設定についての説明を追加
		20	<p>6 減免(減額・免除)の取扱いについて</p> <p>使用料、手数料の減免制度は社会的弱者への配慮といった政策的判断によるものや、国・地方自治体等において職務上必要とする際に適用しているものです。 しかしながら、減免による減収分は税金(市税)によって賄われます。そのため、その適用は慎重に行う必要があり、減免はあくまで例外的な措置として取扱うものとしします。</p> <p>使用料・手数料</p>	減免の取扱いについての説明を追加

変更前（令和2年12月時点）		変更後（令和3年11月時点）		変更内容など
対象 ページ	ページ内容	対象 ページ	ページ内容	
		21	<p>7 使用料・手数料以外の受益者負担について</p> <p>負担金、分担金、諸収入については、使用料及び手数料の算定方法に準じて適切な負担額を算定し、負担を求めます。</p> 	使用料・手数料以外の受益者負担についての考え方の説明を追加